平成２５年（フ）第６０５号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2482番地１
中台ハイツⅡ201
債務者　菅家　雅典
１　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５６３９号
大阪市平野区加美東３丁目８番４―103号
債務者　上村由美子（旧姓北後）
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６６１号
大阪府枚方市伊加賀緑町７番４―301号
債務者　財部　愛子（旧姓上村）
１　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町43番地の96
債務者　飯野みどり
１　決定年月日時　平成25年12月12日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
北海道帯広市西十四条北３丁目１番地32
債務者　相馬　範之
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
北海道帯広市西十四条北３丁目１番地32
債務者　相馬　明美
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
北海道帯広市西17条南４丁目39番９号　大嶋ハイツＣ号室
債務者　大野　克己
１　決定年月日時　平成25年12月12日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
北海道中川郡幕別町札内新北町４番地の３
ハイツヤジマＢ
債務者　山﨑香奈江
１　決定年月日時　平成25年12月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
栃木県小山市大字横倉新田321番地１　サンフラワーハイツ105号
債務者　齋藤　　清
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３３０号
奈良県葛城市西室186番地
破産者　株式会社長谷川材木店
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
千葉県市原市今津朝山669番地３
破産者　株式会社鶴岡興産
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３１８号
千葉県市原市今津朝山669番地１
破産者　鶴岡千恵子
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
千葉県香取市小見川5551番地５
破産者　丹野　輝雅
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第６４８号
東京都町田市本町田3450番地113
破産者　上甲　　進
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７６号
福井県南条郡南越前町島13号24番地
破産者　南条織物株式会社
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７１８号
愛知県春日井市稲口町３丁目15番地１
破産者　株式会社グルーヴグラフィック
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０号
大阪府和泉市伯太町３丁目３番51号
破産者　株式会社アクセサリーノグチ
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係